

「(仮称) 福岡市屋台基本条例」に規定する事項(案)について

福岡市は、現在、屋台の効用を高め、活用するとともに、その前提となる適正な屋台営業を確保し、もって安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図り、屋台が市民や地域住民のほか観光客にも親しまれ、福岡のまちと共生する持続可能な存在となることを目的とする「(仮称) 福岡市屋台基本条例」の制定に向け、検討を進めており、このたび、条例に規定する事項(案)をとりまとめました。

その背景、経緯、条例に規定する事項(案)の内容は、以下のとおりです。

1 背景

福岡の屋台は、他の都市にはない独自の魅力であり、まちのにぎわい創出の機能や重要な観光資源としての効用を有する存在です。そのような屋台は、現在、いわゆる「原則一代限り」のルールの下で、ピーク時の400軒から150軒程度に減少し、今後も減少が予想されます。

その一方で、福岡の屋台は、道路や公園など公共の場所にあり、通行阻害など道路使用に関わる問題や衛生上の問題、料金の明示の問題など、道路・公園利用者、周辺住民、屋台利用者などにとって様々な課題があります。福岡市としても、これまで営業の適正化に向けた指導等を行ってきましたが、いまだルール違反や市民からの苦情が多く存在するのが現状です。

2 経緯

平成23年9月、さまざまな立場の委員で構成する「屋台との共生のあり方研究会」(市民、学識経験者、地域住民、屋台営業者など23人で構成)を設置、計7回の会議を経て、平成24年4月に福岡市長に提出された提言書において、今後の屋台のあり方についての方向性が示されました。

福岡市としては、この提言書を踏まえ、適正化に向けた具体的な取り組みを実施するとともに、今後の屋台のあり方の検討を行ってきました。

そして、提言書で示された「市民、地域住民、観光客に理解され愛される屋台」、「観光資源として福岡市をPRすることができる屋台」、「都市の装置」としての役割を果たし、まちの魅力を高める屋台」、「福岡のまちと共生する持続可能な屋台」の4つの将来像を実現するには、主に次の4つの観点から条例を制定し、新たな屋台制度を構築する必要があるとの結論に至りました。

- ① 屋台営業の適正化のため、これまでの屋台指導要綱より法的根拠の強い条例において、違反行為の基準を明確にするとともに、違反行為に対する機動的かつ実効性のある規定を設けること
- ② 屋台を、観光資源として福岡市をPRし、また、まちのにぎわいをもたらす存在とするため、屋台の効用活用に関する規定を設けること
- ③ 道路や公園などの公共空間を利用していることに伴い、法令遵守や環境整備をはじめとする行政や屋台営業者の責務を明確にすること

- ④ 屋台を福岡のまちにおける持続可能な存在とするため、ルール遵守を前提に公益性を持つ存在として位置づけるとともに、これまで認めてこなかった新たな許可を認めるため、公募制度を設けること
- 以上のような考え方に基づき、このたび、条例に規定する事項（案）を取りまとめました。

3 条例に規定する事項（案）の内容

今回の意見募集の対象

「(仮称) 福岡市屋台基本条例」に規定する事項（案） ⇒別紙参照

【主な内容】

- (1) 屋台施策に関する市及び屋台営業者の責務に関する事項
- ・市の責務：指導監督，環境整備，屋台活用施策の実施等
 - ・営業者の責務：市民や利用者の信頼の確保，地域貢献等
- (2) 市道等及び公園における屋台営業のための許可に関する事項
- ・市道等及び公園での屋台営業のための許可（更新）
の基準及び手続き
 - ・市道等や公園で屋台営業をする場合の条件及び遵守事項
 - ・新たに市道等や公園で屋台営業をしようとする者
の公募に関する事項 等
- (3) 関係法令等に違反した屋台に対する是正措置に関する事項
- ・屋台営業者等に対する指導及びその結果の公表
 - ・許可の停止又は取消し，除却命令等の手続き 等
- (4) その他
- ・営業者向け講習会に関する事項
 - ・市による，一定区域内における水道や下水道等の環境整備 等

「(仮称) 福岡市屋台基本条例」に規定する事項(案)

1 目的

この条例は、道路や公園といった公共の場所などにおいて営業を続けてきた屋台が、本市ににぎわいや人々の交流の場を創出する機能や観光資源としての効用等を有していることを踏まえ、今後もその効用等を高め、活用するとともに、その前提となる適正な屋台営業を確保するために、屋台営業に係る基本的な事項並びに市及び屋台営業者等の責務等を定めることにより、安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図り、屋台が市民や地域住民のほか観光客にも親しまれ、福岡のまちと共生する持続可能な存在となることを目的とすること。

2 基本理念

この条例に基づく屋台の効用活用及び営業適正化は、市及び屋台営業者が、相互に連携しつつ、それぞれの責務と役割を果たすことにより、次に掲げる屋台の実現を目指すことを基本理念として行うこと。

- ・ 市民、地域住民、観光客に理解され愛される屋台
- ・ 観光資源として福岡市をPRすることができる屋台
- ・ 「都市の装置」としての役割を果たし、まちの魅力を高める屋台

3 市及び屋台営業者の責務

市は、この条例の目的を達成するため、屋台の効用を高め、活用するために必要な施策のほか、屋台営業に関する関係法令及び関係条例に基づく屋台営業者等の指導監督、環境整備その他屋台営業の適正化のために必要な施策を総合的に実施しなければならないこと。

屋台営業者及び屋台営業従事者は、関係法令等を遵守しなければならないこと。また、屋台営業を行うに当たっては、利用者へ安全安心な食及びサービスを提供し、利用者の信頼を確保し、屋台の魅力を高めるよう努めるとともに、屋台営業を行う場所の周辺の地域住民の生活環境に配慮し、地域の清掃活動その他地域貢献に努めなければならないこと。

4 道路や公園における屋台

道路や公園など公共の場所にある屋台について、許可の基準や条件をはじめとする遵守すべきルールを定めるとともに、その実効性を担保するため、指導や処分の手続き等を定めるもの。

道路・公園の許可の対象者は、これまで対象であった現営業者及び現営業者から承継を受けた者に加え、ルール遵守を前提として今後屋台を持続的に活用していくため、公募制度により選定された者をその対象とし、新規許可の手続き等を定めること。なお、承継については、現営業者から1回限り認めるものとする(5(1)参照)。

※ 全体の手続き等について、別紙1参照

(1) 屋台営業にあたっての道路や公園に係る新規許可及び許可更新の手続き

道路や公園など公共の場所にある屋台について、これまで屋台指導要綱により道路法や都市公園法等に基づく許可に関する事項等を定めていたが、それをより法的根拠の強い条例に規定し、許可基準や条件等を条例に位置づけるとともに、遵守できない悪質な屋台に対する許可不更新手続きを明確にするなど、適正化のために実効性のある規定とするもの。

具体的には、現営業者から承継した者又は公募により選定された者に係る新規許可の申請等の手続き並びにその基準及び条件、現営業者、現営業者から承継した者又は選定者に係る許可更新の申請等の手続き並びにその基準及び条件等について定める。

※ 詳細な規定事項については別紙2-①参照

(2) 是正措置

これまでも道路法又は福岡市公園条例の屋台に対する適用関係は、屋台指導要綱に規定していたが、いまだ遵守状況が十分でなく、悪質屋台の排除もできてこなかったことから、個別屋台の指導結果の公表等により指導に実効性を持たせるとともに、前述の許可不更新に加え、重大な違反屋台に対する許可取消処分等の手続きを明確にすることで、適正化のために実効性のある規定とするもの。

具体的には、屋台営業者に対する指導及びその結果の公表、市道や公園での屋台営業に係る許可の停止及び取消しに係る手続き及び無許可屋台の除却命令等について定める。

※ 詳細な規定事項については別紙2-②参照

(3) 公募等

適正営業を行う魅力ある屋台を福岡のまちで持続的に活用するため、公平な制度である公募を導入することとするもの。

公募は、廃業等により屋台営業が行われなくなった場所が生じたときに、その場所での屋台営業が屋台の効用の活用に資すると認める場合に限り、行うものとする。

具体的には、公募の対象場所、公募における選定手続き、その選定にあたっての審査を行う屋台選定委員会に関する事項及び屋台選定委員会に対する営業状況の報告等について定める。

※ 詳細な規定事項については別紙2-③参照

5 その他

(1) 「原則一代限り」

現営業者が次の許可者を指定するような第三者への承継は認めないという意味で、従来の「原則一代限り」の考え方は維持すること。

また、生活の糧としての観点から、現営業者については、1回に限り一定の要件を満たす血族等への承継を認めること。

その前提として、名義貸しの禁止及び本人営業を徹底すること。

(2) 許可更新の期限

公募で選定された屋台については、その許可が既得権化することのないよう、道路又は公園における屋台営業のための許可更新を5年まで（ただし、初回については3年までとし、営業状況が良好と屋台選定委員会から認定された場合は5年までに延長）とすること。

一方、この条例の施行の日に現に屋台営業を行っている者及び当該者の血族等として新たに許可（一度限り認めるもの）された者については、これまでの社会慣習性等に鑑み、許可更新に期限は設けないこと。

(3) 講習会

市長は、屋台営業者等を対象として、屋台営業に関し必要な知識を習得させることを目的とする講習会を、地区ごとに年1回開催するものとし、屋台営業者等はこの講習会を受講しなければならないものとする。

(4) 環境整備

市長は、屋台の効用を活用し、安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図るため、屋台営業者の応分の負担のもと、水道、下水道施設その他必要と認める屋台営業のための環境整備を行うものとする。

(5) 国及び県警との連携

市長は、市道における屋台営業のための許可にあたって県警と十分連携するとともに、国道における屋台営業については、この条例の目的に沿った指導監督及び措置がなされるよう、国との連携に努めるものとする。

(6) 再配置

市長は、市道等占用許可の基準に適合しない屋台について、屋台の移転、道路の部分改修等の措置を講じることにより、当該屋台が当該基準に適合するための措置（以下「再配置」という。）を行うものとする。再配置に当たっては、地域住民、当該屋台の屋台営業者及び移動飲食業組合等の合意形成に努めるものとする。

当該屋台については、その適合していない基準を除く基準に適合している場合には、経過的に許可を認めることとする。

(7) 検討

市は、条例施行から5年経過後、条例の施行状況を勘案し、必要があると認める場合は、条例の規定内容について検討を行い、必要な措置を行うものとする。